

世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究

【環境問題対応型】(平成31-令和3年度)

重点課題 主:【重点課題①】持続可能な社会の実現に向けたビジョン・理念の提示

副:【重点課題②】持続可能な社会の実現に向けた価値観・ライフスタイルの変革

行政要請研究テーマ(行政ニーズ) (1-1)新たな国際的環境規範のあり方等に関する研究



研究代表者 早稲田大学法学部 大塚直

研究分担機関

大阪大学, 上智大学, 名古屋大学

東京大学, 明治学院大学, 北海道大学



研究成果(事後評価)報告説明のアウトライン

I. 研究背景

II. 研究開発目的

III. 研究目標

IV. 研究開発内容

V. 研究成果、研究目標の達成状況、研究目標と研究成果の関係、環境政策等への貢献

VI. 研究成果の発表状況


VII. 研究の効率性

I. 研究の背景: 世界環境憲章の動向

1. 世界環境憲章 (Global Pact for the Environment) 作成の動き

- 2017年9月の国連総会にあわせてフランスが主催した首脳級会合において、マクロン大統領が「世界環境憲章」と名付けた環境保護の包括的な国際条約の草案を提示し、憲章の2020年の採択を目指して政府間交渉を進めることを宣言
- 2018年5月の国連総会で、憲章に関する議論を行うための作業部会を設置する国連総会決議が採択。2019年1月に第1回の作業部会会合開催
- 憲章案は、1972年の国連人間環境会議以降の国際環境法の発展を反映し、環境損害の未然防止など確立した国家の一般的義務を定めるとともに、個人の環境権や予防原則など国際法上の原則として(どこまで)国際的に受容されているか意見が分かれるものも盛り込む。

【参考】 2017年6月に公表された世界環境憲章草案の規定の事例

- 
- 全ての人々が生態学的に健全な環境に暮らす権利
 - 全ての国家が環境に配慮する義務
 - 未然防止 (Prevention)
(締約国は、その管轄下で行われる活動が他の締約国の環境を害しないことを確保する、事前に環境影響アセスメントが行われることを確保するべく必要な施策をとる等)
 - 予防 (Precaution)
(深刻な損害が生じる危険がある場合には、十分な科学的確実性がないことを理由に対策を先送りしてはならない)
 - 汚染者負担
(汚染その他環境破壊に対応するコストは、その原因を作った者に最大限負担させる)
 - 持続可能な発展
 - 環境に関する情報へのアクセス、意思決定への公衆の参加、司法へのアクセス
大統領
(締約国は、当局や私人の環境法令違反等の行為を正すことができるよう、司法手続へのアクセスを保障するなど)
 - 後退の禁止 (Non-regression)
(締約国は、環境保全のレベルを低下させる活動の許容や規範の採用を自制する)
 - 武力紛争
(締約国は、国際法上の義務に従い、武力紛争に関連して、環境保全のために取り得る全ての手段をとる)

世界環境憲章関連の交渉経緯

	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年
世界環境憲章交渉の流れ	<ul style="list-style-type: none"> ・6月：憲章案起草 ・9月：仏・マクロン大統領から首脳会議で憲章案提示 	<ul style="list-style-type: none"> ・5月：国連総会で作業部会設置を決定する決議72/277採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・1月：第1回作業部会 ・3月：第2回作業部会 ・5月：第3回作業部会。国連総会への勧告合意 ・8月：国連総会で、上記の勧告を支持する決議73/333採択。これにより、UNEA5に勧告を送付し、政治宣言案作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月：第1回非公式協議 政治宣言案交渉 	<ul style="list-style-type: none"> ・2月：国連環境総会 Part I (UNEA5-1) ・11月 第2回非公式協議 	<ul style="list-style-type: none"> ＝ストックホルム会議50周年 ・2月 第3回非公式協議 ・2月-3月：国連環境総会 Part2 (UNEA5-2) ・3月 政治宣言採択
関連する出来事など		<ul style="list-style-type: none"> ・3月：国連人権理事会「環境及び人権に関する枠組原則」 		<ul style="list-style-type: none"> ・11月：米大統領選挙 	<ul style="list-style-type: none"> ・10月：国連人権理事会「環境に対する権利」を承認する決議 	

Ⅱ. 研究開発目的

- 本研究は、①憲章案をめぐる国際的な議論動向を継続的に把握しつつ、憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位を検討する。そして、主要国の国内法におけるこれらの原則・理念を検討することで、②憲章案の合意可能性もふまえた新たな国際的環境規範のあり方等を提示し、③日本の環境法政策への影響を明らかにすることを目的とした。それを通じて、日本が、新たな国際的環境規範の合意が日本の国内法に与える影響を理解した上で、日本がその国際的な議論に積極的に関与していくことに貢献することを目的とした。
- 本研究は、国際会議における議論において政府に対して一定のインプットは与えたとも考えられる。その後、同草案は「国連環境計画(UNEP)設立50周年を記念する国連環境総会(UNEA)特別セッションの政治宣言」(以下、「政治宣言」という)の採択として終結し、政治宣言は法的拘束力がなく、国際環境法の基本原則に関する規定はわずかなものとなったが、わが国の環境立法・行政を前進させる原動力となり得るとの立場から、研究を継続した。

Ⅲ. 研究目標(研究体制と最終目標)

- 2017年9月「世界環境憲章」と名付けた環境保護の包括的な国際条約の草案を提示し、憲章の2020年の採択を目指して政府間交渉を進めることを宣言
- 2018年5月 国連総会は、決議72/277「地球規模の環境条約に向けて」を採択
- 2018年12月 国連総会で国際環境法の実施を強化する上でギャップを評価する報告書を採用

分析

サブテーマ1(早稲田大学)研究統括:世界環境憲章の評価とあり方と日本法へのインパクトと課題を提示

国内法グループ

主要国の国内法における
原則・理念の検討

- サブテーマ1 :国内法G統括
(早稲田大学) 汚染者負担原則, 環境損害
- サブテーマ2 :環境権, 参加原則
(大阪大学)
- サブテーマ3 :事前配慮原則
(上智大学)
- サブテーマ4 :予防原則
(名古屋大学)

国際法グループ

憲章案の国際的議論動向調査
国際法における原則・理念の検討

- サブテーマ5 :国際法G統括
(東京大学) 環境権, 持続可能な発展
- サブテーマ6 :汚染者負担原則
(明治学院大学) 共通に有しているが差異のある責任
- サブテーマ7 :未然防止原則, 予防原則
(北海道大学)

相互
連携

研究成果
インプット

分析・研究成果

の統合化・とりまとめ

研究目標

- ① 憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位及び国内法上の法的地位を明らかにすること、
- ② 憲章案の合意可能性も踏まえた新たな国際的環境規範の在り方を提示すること、
- ③ 新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響を明らかにすることである。

Ⅲ. 研究目標(研究の全体像と研究体制)

サブ①：研究統括：主要国の国内法における汚染者負担原則と環境損害（研究代表：早稲田大学）

本研究全体についての研究目標を追求するとともに、PPP及び環境損害についてその国内法上の法的地位を明らかにし、（サブテーマ6とともに）世界環境憲章におけるPPP及び環境損害の規定の在り方を提示し、新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響を明らかにする。

サブ②：主要国の国内法における環境権と参加原則（分担：大阪大学）

環境権と参加原則について、国内法のみならず外国法の知見も取り入れて、その内容や相互関係の明確化を図り、とりわけ公法学的見地から環境憲章案の関連規定を評価して日本の環境法政策への影響を明らかにするとともに、主要国における実効性確保の手法を分析し、日本に適した選択肢を示す。

サブ③：主要国の国内法における事前配慮原則（分担：上智大学）

ドイツの事前配慮原則の意義を明らかにし、世界環境憲章に盛り込むべき内容を提示する。

サブ④：主要国の国内法における予防原則（分担：名古屋大学）

予防原則に関わる米国及びEUの法令、判例、学説等を調査・分析し、それぞれの法域における予防原則の意義、環境法規範としての具体化の状況、課題等を明らかにする。そして、憲章に予防原則を盛り込む際に生じる論点と議論の方向性を提示し、また憲章が日本法に与える影響を示す。

サブ⑤：国際法グループ統括：国際法における環境権と持続可能な発展原則（分担：東京大学）

国際法グループの検討を統括し、憲章案/政治宣言案の国連交渉を検討し、文書案に盛り込まれうる中核的原則（特に環境権、持続可能な発展）の内容、法的地位などを明確にし、国際環境法の実効性を高め、日本の環境立法・行政を前進させる政治宣言案のオプションを提示する。

サブ⑥：国際法における汚染者負担原則と共通に有しているが差異のある責任原則（分担：明治学院大学）

世界環境憲章案で言及されているPPPとCBDRについて調査・検討し、PPPに関しては国際関係における適用可能性の有無を明らかにする。CBDRについては「共通」と「差異化」の両方の根拠について明らかにする。それにより、サブテーマ1とともに、憲章でこれらの原則を採用する場合の規定のあり方を提示する。また、憲章が日本法に与える影響や受容可能性についても提示する。

サブ⑦：国際法における未然防止原則と予防原則（分担：北海道大学）

国際法における未然防止原則とその具体化としてのEIAに関する義務及び予防原則について、1) 国際慣習法、条約、その他の主要な国際文書、国際判例及び学説を分析し、法的地位・性質、内容、適用のあり方、規範上の限界及び課題を整理し、2) 憲章案（特に5、6条）を評価し、主要な論点及び方向性を提示する。3) サブテーマ3、4と連携し、国際環境法の発展動向に照らして日本の環境政策・関連国内法制度を検討し、国内環境法政策の指針を提示する。

IV. 研究開発内容

(1) 環境法の基本原則全体に関する研究

- サブテーマ1及び5は、世界環境憲章案を踏まえつつ、環境法の基本原則全体に関する研究を行った。

(2) 主要国の国内法等における汚染者負担原則と環境損害に関する研究)

- サブテーマ1は、研究全体を統括するとともに、汚染者負担原則に関する国内法、EU,OECDなどの検討を進めた。

(3) 環境権を中心とした国内・国際法上の研究

- サブテーマ2及び5は、環境権を中心とした国内・国際法上の検討を進めた。

(4) 未然防止原則・予防原則を中心とした国内・国際法上の研究

- サブテーマ3,4及び7は、未然防止原則・予防原則を中心とした国内・国際法上の検討を進めた。ちなみに、ドイツの事前配慮原則は、未然防止・予防の双方を含む概念である。

(5) 共通に有しているが差異のある責任原則 (CBDR) についての国際法上の研究

- サブテーマ6は、共通に有しているが差異のある責任原則 (CBDR) について検討した。

V. 研究成果(研究全体、統括:早稲田大学)

全体として、政治宣言の意義が検討された。

- 政治宣言は、第1に、多国間環境協定の実施、国際環境法の効果的な実施、UNEPの役割に関する項目が多いこと、第2に、環境法の基本原則については第1項でリオ宣言の全ての原則を再確認するほかは、持続可能な発展に集中していること、一方、手続的環境権(情報アクセス権、参加権、司法アクセス権)に関する規定はおかれていること、第3に、前文で、環境権に関して国連人権理事会決議48/13に言及するとともに、環境が人権の享受にとって重要であるとする規定を置き、また、将来世代や持続可能な発展についても言及していることをあげることができる。
- 分析の結果、政治宣言からのわが国への示唆として、第1に、手続的環境権はわが国では導入されておらず、特にその司法アクセスの部分である、環境公益訴訟の導入は、環境基本法改正の際に検討されるべき課題であること、第2に、実体的環境権については、政治宣言の規定は、判例上環境的人格権を認めてきたわが国の考え方にも親和的であり、この点を踏まえつつ同法に規定をおくことが考えられること、第3に、リオ宣言の「全ての原則」が再確認されたことが重視されるべきであり、特に、環境基本法には直接の規定がなく、環境基本計画で(第2次環境基本計画以降)毎回確認されている原則(予防原則、汚染者負担原則を含む)について同法に明文の規定を置くことは規範の安定化のために必須であると考えられることを導き出した。

法的拘束力のある条約 v. 法的拘束力のない政治宣言 文書

法的拘束力のある条約を策定する場合

利点

- ・新条約が*課題に対処する規定を定めれば解決につながる
- *多数の環境条約が並存し、相反する内容を定めるなど分断化し、調整するルールがない、1992年リオ原則以降の展開をふまえた文書がない、条約の実施が実効的でないといった課題が指摘

弱点・留意点

- ・条約は締結した国のみを拘束するため、**締結しない国については課題は解決しない**
- ・条約を締結した国々と締結しない国々に適用されるルールが異なる。**分断化がさらに進むおそれ**
- ・拘束力ある文書の場合、国は義務づけに慎重な立場をとり、**国家間の合意水準が相対的に下がる**

法的拘束力のない政治宣言文書を策定する場合

利点

- ・拘束力がない故に、**原則を忠実に規定することに合意できる可能性**
- ・拘束力がなくとも国や裁判所により**解釈指針として用いられる可能性**

弱点・留意点

- ・不遵守に対して**実効性を確保するな対応が困難**

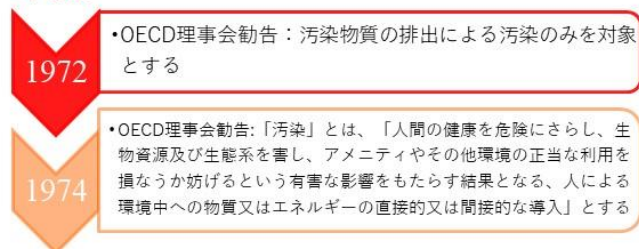
V. 研究成果(サブテーマ1:早稲田大学)

- 汚染者負担原則(PPP)と環境損害について検討した。

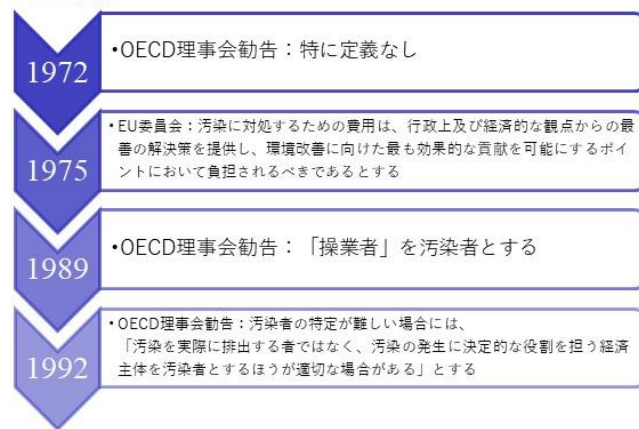
• 政治宣言では、PPPについてもリオ宣言の原則の1つとして再確認されたが、PPPの歴史的な分析の結果、「汚染」、「汚染者」、「汚染者の負担の範囲」の概念は、OECD等でいずれも広げられてきた経緯があるし、日本では、古くから負担の範囲を広げてきたことから、これらを踏まえた立法・行政がなされるべきであることを導いた。また、PPPは環境上の未然防止原則、予防原則と結合しうること、わが国におけるPPPの発展の経緯から、PPPがいわゆる最適汚染水準(汚染による損害と汚染防止費用との合計が最小になる汚染水準までしか汚染を防除しないこと)を前提とすべきでないこと、PPPが1972年のOECD理事会勧告以来、環境法の基本原則としてだけでなく、補助金禁止原則としての競争法上の意義があることについても確認しておく必要があることを指摘した。

• また、世界環境憲章草案にあった環境損害回復の制度は欧米で一般化しており、わが国でも立法化を検討すべきであるが、その際、損害賠償の構成をとる「民事的アプローチ」よりも、行政の監督の下でのシステムとする「行政的アプローチ」の方が適当であることを指摘した。環境修復には損害賠償訴訟は必ずしも適当でない点、行政による継続的な監督の必要がある点を理由とする。

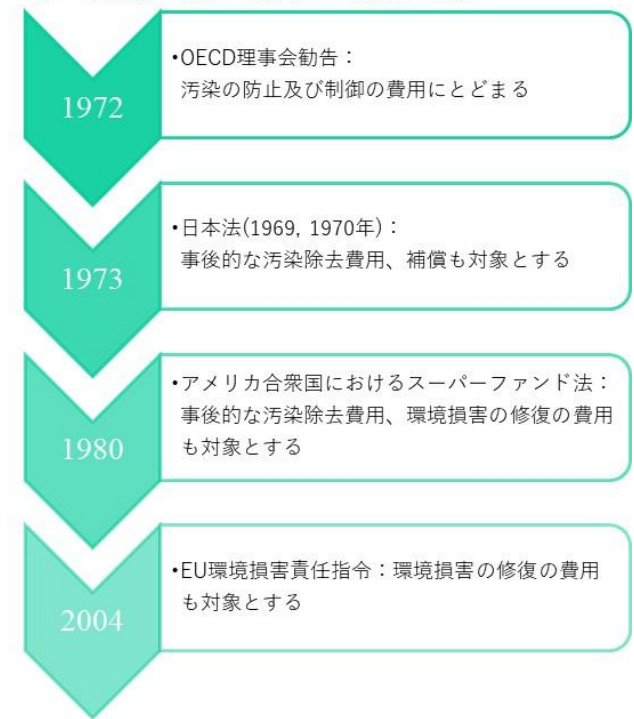
1) 汚染



2) 汚染者



3) 「汚染者の負担の範囲」の捉え方の遷移



V. 研究成果(サブテーマ2:大阪大学)

日本における環境権・参加原則について検討した。

- 日本では環境権が実定法化されていないが、その内容の一部は人格権によって担われており、この実践を踏まえ、環境基本法等の改正によって明文化を図るべきである。参加原則の3つの柱(情報アクセス権、参加権、司法アクセス権)については、国際的な最低基準を充たしていない部分があるが、グッドプラクティスも存在する。段階的に最低基準を充たす改革を進めることで、環境ガバナンスの改善、国際的プレゼンスの向上が可能となる。

V. 研究成果(サブテーマ3:上智大学)

国際法の予防原則のもととなったドイツの事前配慮原則について検討した。

- 同原則は、危険防除では捉えきれないさまざまな環境問題に対処するための基本的な考え方として、ドイツ連邦政府により提唱され、一部の法律で採用され、憲法上の要請ともされていること、それは、主要にはリスク配慮(予防原則的なもの)と将来利用のための資源配慮から成るが、他にも多くの内容を含み、環境政策・行政において参照価値が高いことが示された。

V. 研究成果(サブテーマ4:名古屋大学)

予防原則について欧米の文献、判例に基づき検討を行った。

- 予防原則については、情報が少ない段階でも早期に環境保全措置を講ずることを可能とするという意義を確保しつつ、行政裁量の過度の拡大等の懸念に応えるため、その内容と適用方法を明確化することが必要である。予防原則は、科学的知見が存在しない純粹に仮定的なリスクの場合には適用されるべきではなく、一方で、一定の条件を備える場合には強い措置をも正当化するものと整理することができる。
- また、予防原則の適用に際しては、措置の選択の妥当性を確保するため、一定の手続等を求めることも考えられるが、その場合も過大にならないことを要する。予防原則の適用方法等の具体化を行う際には、分野ごとの違いに対応することも必要である。

V. 研究成果(サブテーマ5:東京大学)

① 環境権に関して、国際人権法の展開をふまえた環境権の検討を行った。

- 国連人権理事会決議による「安全で、清浄で、健全で持続可能な環境に対する権利」の承認をはじめとした人権法の下での環境権が展開しており、この点をふまえて日本の環境権・参加原則の検討を行うことが必要である。また、国連人権理事会の「人権及び環境に関する枠組原則」は、環境基準への人権尊重の組み入れ、環境損害に脆弱な者への追加的な保護など、環境保全と人権保護を統合する点が特徴的である。自由権規約など日本も締結する人権条約の下で保障されている人権に基づき、実質的に環境権を保障する見解や判断がなされていることにも留意が必要である。なお、枠組原則8では、環境影響評価は、事業だけでなく政策の環境影響も対象とし、人権への影響を影響評価の対象に明示的に含む点にも留意が必要である。

② 条約の解釈・適用に環境への考慮を統合する持続可能な発展概念の機能についても分析した。

- 持続可能な発展概念は、1990年代以降、国際裁判所による国家間で締結された条約の解釈において、環境保護が適切に考慮されるような役割を果たす法概念として機能しており、展開した最新の環境保護の規範、基準に照らした条約の解釈を正当化する根拠としても援用されうる。世界環境憲章案のように、各国の政策、活動の計画・実施における環境保護の統合を国際法上の義務と認める見解は多くはないが、持続可能な発展概念の今後の展開に留意が必要である。

V. 研究成果(サブテーマ6:明治学院大学)

「共通だが差異のある責任」(CBDR)について検討した。

- CBDRは国際環境法の分野でひろく受容され、国際環境条約の定立と実施を支える基本的な考え方である。今後の国際条約等の規範的文書におけるCBDRの採用のあり方は、パリ協定で採用されたCBDRを参考にして、各国をある特定の時期で固定的に分類することによる差異化ではなく、各国の異なる事情に照らした個別的で可變的な差異化とすべきである。

V. 研究成果(サブテーマ7:北海道大学)

未然防止原則、予防原則、持続可能な発展原則との関係で、環境影響評価(EIA)について分析を行った。

- 持続可能な発展を推進するための手段として、国内外でEIAが重視され、EIAに関する国際義務は、とくに天然資源・エネルギーの開発と利用に関して発展が著しい。そして条約を含む多くの国際文書は、個別の活動・事業に関するEIAの実施や、EIAの実施確保のため措置をとることを、活動・事業の管轄国に求めている。戦略的環境評価(SEA)に関する義務を定める地域的な条約及びその他の国際文書も、増えつつある。
- 全ての国に適用される国際慣習法も、国境を越えて重大な環境リスクを伴う活動・事業につき、EIAの実施を管轄国に要求する。また、予防的配慮も組み込み、予備的評価、事前通報・協議、EIA、影響監視からなる、越境環境危険活動にかかる一連の管理プロセスを、越境環境損害防止義務(未然防止原則)の内容とする国際判例もある。
- しかし、現在の日本の国内法制は、必ずしもこのような国際義務の遵守確保を導くことができるようなものではなく、また現在起草中の条約／国際規則案に照らしても国際環境法の発展動向とも、さまざまな点でかなり距離がある。日本の法制度は、国際環境法の発展動向も視野に入れ、包括的に再検討を要する。

V-2.1. 研究目標の達成状況

サブテーマ	達成状況	評価理由
全体目標	目標通りの成果	<p>本研究全体については、①憲章案に盛り込まれている原則・理念の内容や国際法上の法的地位及び国内法上の法的地位が明らかにされること、②憲章案の合意可能性も踏まえた新たな国際的環境規範の在り方を提示することを達成することはできた。また、③新たな国際的環境規範の日本の環境法政策への影響をあきらかにすることもできた。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。なお、UNEAでは、当初予想された憲章案の採択はなされなかったが、政治宣言についても、わが国に示唆を与えるものであり、その意義を検討することができた。国内外の関係者等と意見交換するために対面の会議は、コロナ禍のためにほとんどできなかったものの、オンライン会議によって代替することができた。特に、国民対話については、オンライン会議の方が多くの聴衆に参加していただくことができたと思われる。</p>
サブテーマ1 汚染者負担原則	上と同じ	<p>サブテーマ1のPPPの主要国の国内法上の法的地位に関しては、研究計画に記したように、OECD、EU、ドイツ等について明らかにし、また、憲章に汚染者負担原則及び環境損害の規定を盛り込む際に生じる議論の方向性やPPPをわが国の法律に規定する際の留意点について提示することができた。また、環境損害についてもEUの環境損害責任指令の執行状況を分析し、わが国がこの概念を本格的に導入する際の留意点について示すことができた。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。</p>

V-2.2. 研究目標の達成状況

サブテーマ	達成状況	評価理由
サブテーマ2 環境権・参加原理	上と同じ	憲章案の環境権と参加原則について、主要国の環境権論と参加・協働論を参照しつつ、その公法的論点にとりわけ留意して、これを抽出し、検討を加えた上で、法的評価を行い、国内における実効的な実施手法のあり方を考察した。当初の研究目標は十分に達成できたと思われる。
サブテーマ3 事前配慮原則	上と同じ	事前配慮原則に関する日本、ドイツにおける文献を収集し、議論のありようを明らかにし、世界環境憲章において、予防原則につきどのような内容のものとするべきか、留意すべき点は何か等について考察し、提言するという当初の研究計画の目標について、概ね達成できた。
サブテーマ4 予防原則	上と同じ	予防原則に関わる米国及びEUの法令、判例、学説等の調査・分析を行うことを通じて、世界環境憲章に予防原則を盛り込む際に生じる論点として、予防原則の〈強弱〉(とりわけ〈強い〉予防原則に基づく規制がいかなる場合に認められると解すべきか)、同原則の適用要件としての「科学的不確実性」についての理解のあり方、同原則に基づく措置に関する統制規範との関係、などを取り上げ、それぞれにつき議論の方向性を提示した。当初の研究目標を概ね達成することができた。

V-2.3. 研究目標の達成状況

サブテーマ	達成状況	評価理由
<p style="text-align: center;">サブテーマ5 環境権・持続可能な発展</p>	<p style="color: red;">上と同じ</p>	<p>憲章案/政治宣言案の国連交渉を適時かつ詳細に検討し、環境に関する国際法制度の現状の課題を明確にした。その上で、これらの課題への対応について、法的拘束力ある条約か、法的拘束力のない政治宣言かによって、いかなる利点と障壁・留意点があるのかを明らかにした。関連原則の諸国の評価などの分析を他のサブテーマと共有することで、サブテーマ間で連携して研究を進める情報基盤を提供した。また、国際法上の環境権、持続可能な発展概念について、1992年リオ宣言以降の展開の到達点と課題を明らかにした。このように当初の研究目標を十分に達成することができた。</p>
<p style="text-align: center;">サブテーマ6 汚染者負担原則</p>	<p style="color: red;">上と同じ</p>	<p>CBDRの意義の整理、PPPとの関係、CBDRを国際文書にどう取り込むべきについて検討し成果を上げることができた。このように当初の研究目標を十分に達成することができた。</p>
<p style="text-align: center;">サブテーマ7 未然防止原則・予防原則</p>	<p style="color: red;">上と同じ</p>	<p>研究計画に記載した、未然防止原則と予防原則に関する国際文書、国際判例、報告書、論文等の収集、整理、文献調査、現行条約の実施過程の分析、これらの原則の発展状況とその課題についての検討、憲章案の評価、国際環境法の発展動向に照らした日本の環境政策・関連国内法制度の検討のすべてについて、十分に達成できた。</p>

V-3.1. 研究目標(①~③)と研究成果の関係

サブテーマ 1(汚染者負担原則、環境損害)

① 各国の状況分析

- 汚染者負担原則(PPP)について、OECD,EU, ドイツ、アメリカ(, 中国)においてどのような内容、位置づけのものと認識されているかを明らかにした(「汚染」、「汚染者」、「汚染者の負担の範囲」の拡大)。また、環境損害に関するEUの状況についても明らかにした

② 憲章案の分析・評価

- 憲章案におけるPPPの規定について、OECDの1972年勧告以降の国際的な流れ、日本法との関係で明らかにし、特にリオ宣言との相違と、両者の長短について示した。

③ 日本への示唆

- PPPが確立すると—
 - CO₂の排出が汚染であり、CO₂の排出者が汚染者であることが明らかになること(例-石炭火力)
 - カーボンプライシングの導入の根拠をつくること
 - 拡大生産者責任の承認につながる
 - PPPが未然防止・予防原則と結合しうる
 - PPPが補助金禁止原則として、競争法上の意義があることの再確認
- 環境損害概念の導入の際には行政的アプローチ、修復中心主義が適切であること

サブテーマ2 (国内環境権、手続的環境権)

①各国の状況分析

- 環境権の規定は約100カ国の憲法に明文、判例を入れると150ヶ国以上。国連人権理事会環境権決議。手続的環境権についても国際的な共通認識。(さらに適正な参加を確保するための第三者機関の設置)。

② 憲章案の分析・評価

- 「生態学的に健全な環境の中で生活する権利」は人権の一種。国連人権理事会決議からすると、政治宣言になったことはゴールではない。手続的環境権の規定も分析。

③ 日本への示唆

- 環境権の内容の一部が人格権によって担われている判例を踏まえ、実体的環境権の規定の導入を検討すべき
- 手続的環境権については、環境団体訴訟など国際的な最低基準を満たすことが必要

サブテーマ3 (ドイツ事前配慮原則)

① 各国の状況分析

- ドイツの事前配慮原則の内容、危険に対する防止との相違について明らかにした。

② 憲章案の評価・分析

- ドイツの事前配慮原則の近隣原則である、悪化禁止原則、負荷最小化、主張立証責任の緩和ないし転換などについて導入を提案

③ 日本への示唆

- EUのように(科学的不確実性の有無によって)未然防止原則と予防原則を区分する考え方と異なる、(危険防止、リスク事前配慮、将来配慮の3要素を内容とする)ドイツの事前配慮原則の議論を提示し、この問題に対する別の思考軸を示した。

サブテーマ 4 (予防原則)

① 各国の状況分析

- アメリカ及びEUの判例、学説を渉猟。
- 米国では、学説上、リオ宣言のような弱い予防原則が採用されていること、(しかし)一定の場合には(証明責任を転換する)強い予防原則が支持されていること、EUでは、判例上、措置の決定において重い手続を要請する傾向があること(「影響評価手続」など)などを導出。

② 憲章案の分析・評価

- リオ宣言と比較し、「効果的かつ比例的な対策」を要件としていることを指摘

③ 日本への示唆

- EU: 科学的不確実性のある場合の措置を肯定しつつも、行政裁量を過大にしないための方策の必要性を一定の条件の下で示唆(「影響評価手続」など)。
- 米: 弱い予防原則を基本としつつ一定の場合に強い予防原則も認める傾向があることが、日本にも参考になる。

サブテーマ 5 (国際的環境権、持続可能な発展)

① 国際的状況の分析

- 環境権に関する、人権及び環境に関する枠組み原則、国連人権理事会決議の内容を明らかにし、人権条約が保証する生命・健康に対する権利の保障を通じて事実上環境権が保証される欧州の訴訟を分析する。手続的環境権に関する条約も分析。
- 持続可能な発展概念が、国際裁判所により、統合原則(環境保護と他の政策とを統合する原則)として機能していることを明らかにする。

② 憲章案の分析・評価

- 憲章案が、統合原則を義務とすることについて、このような見解は従来少ないが、今後の展開が注目されるとする
- 憲章案について、法的拘束力を与える場合と与えない場合の、利点、障壁・留意点を明らかにする

③ 日本への示唆

- 環境保全と人権保護の統合に注目すべきことを指摘。

サブテーマ6 (CBDR)

① 国際的状況の分析

- 「共通だが差異ある責任」(CBDR)原則について、1990年の第2回気候会議閣僚宣言以降の地球環境条約におけるこの概念の歴史的経緯を分析。

② 憲章案の分析・評価

- 途上国について触れつつ、「各国の状況の多様性」をも重視する規定をおくものとする。

③ 示唆

- 先進国・途上国二分論ではなく、締約国の異なる事情に照らした(各国ごと、事項ごとの)可變的な差異化が本来のCBDRである。パリ協定型のCBDRが本来のCBDRであるとし、その根拠は衡平原則にあるとする。

サブテーマ 7 (国際的な未然防止原則、EIA)

① 国際的状況の分析

未然防止原則と予防原則に関する国際文書、国際判例、論文等、条約の実施過程を検討し、国際法上の未然防止原則の具体化として、環境影響評価(EIA)の義務が一層重視されていることを導き出す。

② 憲章案の分析・評価

・ 非越境EIAをカバーし、また、戦略的環境アセスメント(SEA)及びEIAの実施を確保するための措置を要求しており、従来の国際文書の規範内容を超えると評価。

③ 日本への示唆

- ・ 国際義務がカバーするEIAの範囲は、1)対象活動の種類、2)日本の管轄外地域に関する越境評価、3)事故のような偶発的事象のときの影響評価に関して、日本の国内法のEIAよりも広いことを指摘。
- ・ 特に、国家管轄外区域の深海底鉱物資源の探査・開発についてのEIAの国内法が未整備であること、SEAの導入の必要があることを指摘。

小括

- このように、研究目標との関係で、研究成果が十分にあげられている。

V-4. 環境政策等への貢献

<行政等が既に活用した成果>

- 憲章案から政治宣言に至るまでの過程で、本研究グループから、
 - 1) 環境権に関して国内裁判例を参照するときは環境人格権的理解に至りうること、
 - 2) CBDRに関するパリ協定の規定を重視した理解が必要なことなどを示したが、このことを行政が、国際会議でのご発言の際に若干でも活用して下さった可能性がある。

<行政等が活用することが見込まれる成果>

- 1) 政治宣言のわが国に対する示唆として、わが国でも環境法の基本原則に関してリオ宣言のレベルでの導入は必須であること、
- 2) PPPに関して、汚染や汚染者の概念を拡大してきた歴史的経緯があり、この点がCO2などの温室効果ガスを汚染と捉え、その排出者を汚染者と捉える解釈を導くこと、
- 3) 予防原則に関して、行政裁量の過度の拡大等の懸念に応えるため、その内容と適用方法を明確化することが必要であることや、
 - ・ 予防原則は、科学的知見が存在しない純粹に仮定的なリスクの場合には適用されるべきではなく、一方で、一定の条件を備える場合には強い措置をも正当化しうるものと整理できること、
 - ・ 予防原則の具体化の作業では、分野ごとの違いに対応することが必要であること。

●また、

4) 環境権に関して、国際的には、人権法の展開をふまえた環境権の検討が進められていることは、環境権に関するわが国における理解に一石を投じるものである。

5) また、条約を含む多くの国際文書が、個別の活動(・事業)に関するEIAの実施や、EIAの実施確保のため措置をとることを、活動(・事業)の管轄国に求めていること、

・国際慣習法が、国境を越えて重大な環境リスクを伴う活動(・事業)につき、EIAの実施を管轄国に要求していること、

・それに対し、現在の日本の国内法制は、必ずしもこのような国際義務の遵守確保を導くことができるものにはなっていない。

6) さらに、参加原則の3つの柱(情報アクセス権、参加権、司法アクセス権)については、わが国が国際的な最低基準を充たしていない部分がある点、日本の環境法を評価する上で避けられない課題となっており、この点を行政に認識していただくことは有益であろう。

＜日本の状況に関する認識＞

○総じて、環境基本法をはじめとするわが国の環境法は、環境法原則に関する国際的な動向からすると、後れを取っているといわざるをえない。

PPPに関して、OECDを向こうに回して、法的原則としてわが国独自の考え方を導入し、その後、EUやOECDが日本の立場に歩み寄る変化を見せたこと、環境権に関して、1970年という極めて早い時期に東京でのシンポジウムでこの概念が提唱されたことなどに見られるように、環境法の理念・原則に関してわが国の環境政策がかつては世界でも先進的な位置づけを持っていたことは確かであるが、現在は、相当に後れをとったと見ることができよう。

VI. 研究成果の発表状況

(1) 誌上発表

＜査読付論文に準ずる成果発表＞

・発表：90論文(Proceeding, 投稿済みを含む)

＜その他誌上発表(査読なし)＞

・発表：3論文

(2) 口頭発表

・国際発表：25発表

・国内発表：59発表

(3) 国民との科学・技術対話：48件(※件数多数のため概要は略)

・国民対話シンポジウム(オンライン開催：2022年1月8日参加者69名, 2022年2月17日参加者70名)

・環境省・国、地方自治体及び企業団体との対話

・シンポジウム・セミナー・フォーラム等での発表

(4) マスコミ等への公表・報道：19件

(5) 国際共同研究等の状況

・国際ワークショップ(計4回)オンライン開催

(6) 世界環境憲章と国際・国内の環境規範のあり方に関する研究(HP)

<http://rgpe.jp/wp/>

VII. 研究の効率性：研究資金運用

費目	平成31年度	令和2年度	令和3年度
単年度研究費(※間接費を含む)	34,128千円	34,128千円	33,257千円
研究期間(3年間)合計(※間接費を含む)	101,513千円		
1サブテーマ平均研究費	14,502千円／1サブテーマ		
研究成果(論文)当たりの研究費	1,092千円／1成果		
研究成果(発表・対話・公表)当たりの研究費	672千円／1成果		

本課題は採択時の予算範囲で実施し、1サブテーマ当たり年間約500万円の研究費で実施し、Vで触れたように目標通り成果を上げたことから、適切に研究資金を運用したと言える。また、研究成果当たりの研究費については、多くの成果を挙げていることから、本課題は費用対効果が高い研究であったと考えている。